

株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおける
会社法第 791 条第 1 項第 1 号に定める備置書類

株式会社イトーヨーカ堂における
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める備置書類

(株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び株式会社イトーヨーカ堂の
吸収分割について)

令和 3 年 9 月 1 日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
株式会社イトーヨーカ堂

令和3年9月1日

株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおける会社法第791条第1項第1号に定める
備置書類

株式会社イトーヨーカ堂における会社法第801条第3項第2号に定める備置書類

(株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び株式会社イトーヨーカ堂の
吸収分割について)

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 三枝 富博

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下、HD という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下、IY という。）とは、HD を吸収分割会社、IY を吸収分割承継会社として、株式会社 Peace Deli（以下、Peace Deli という。）の管理事業に関して HD が有する権利義務の一部を IY に承継させる吸収分割（以下、本件分割という。）を行う旨の吸収分割契約（以下、本件吸収分割契約という。）を令和3年7月1日に締結し、本件吸収分割契約の定めに従い、令和3年9月1日を効力発生日として吸収分割を実施したので、HD 及び IY は、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに同法施行規則第189条の定めに従い、本書面を作成する。

1. 本件分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

令和3年9月1日

2. 吸収分割会社（HD）における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189

条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続（会社分割をやめることの請求）の経過

本件分割により IY に承継される資産の帳簿価額の合計額は、HD の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超えない。したがって、会社法第 784 条の 2 但書及び第 784 条第 2 項の規定により、HD の株主は、本件分割をやめることを請求することができない。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続（反対株主の買取請求）の経過

会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び第 784 条第 2 項により、本件分割について反対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを HD に対して請求することのできる株主はいない。なお、HD は、会社法第 785 条第 3 項但書、同条第 1 項第 2 号及び第 784 条第 2 項により、会社法第 785 条第 3 項本文に定める手続は実施していない。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

HD は、会社法第 787 条第 3 項に基づき、令和 3 年 7 月 26 日に新株予約権者に対して通知を行ったが、同条第 1 項に従い HD に対して新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいなかった。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者保護手続）の経過

本件分割により、HD に対して債務の履行を請求することができない HD の債権者はいない。従って、HD は、会社法第 789 条に定める手続は実施していない。

3. 吸収分割承継会社（IY）における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続（会社分割をやめることの請求）の経過

本件分割により HD に対して交付する対価はないので、会社法第 796 条第 2 項第 1

号の合計額は、IY の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超えない。したがって、会社法第 796 条の 2 但書及び第 796 条第 2 項本文の規定により、IY の株主は、本件分割をやめることを請求することができない。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の買取請求）の経過

会社法第 797 条第 1 項但書及び第 796 条第 2 項本文の規定により、IY の株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができない。なお、IY の株主は HD のみであるため、IY は、会社法第 797 条第 3 項に定める株主への通知は実施していない。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者保護手続）の経過

IY は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の定めに従い、会社法第 799 条第 2 項第 1 号乃至第 4 号に定める事項を、令和 3 年 7 月 26 日付の官報及び日本経済新聞に公告したが、IY に対し本件分割について異議を述べた債権者はいなかった。

4. 本件分割により吸収分割承継会社（IY）が吸収分割会社（HD）から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

IY は、本件分割により、上記 1.の効力発生日において、Peace Deli の管理事業に関して HD が有する権利義務の一部（Peace Deli 株式のうち 30%（62,100 株）、帳簿価格 6,186 百万円）を HD から承継した。

5. 吸収分割会社（HD）及び吸収分割承継会社（IY）が本件分割に関する変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

令和 3 年 9 月 2 日（登記申請予定日）

6. 前各号に掲げるものの他、本件分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

(1) IY が本件分割に際して HD に交付した金銭等に関する事項

本件分割に際しては、IY は HD に対して IY の株式その他の資産の割当てを行っていない。

(2) IY の資本金等に関する事項

本件分割により、IY の資本金、資本準備金及び利益準備金は、いずれも増加していない。

以 上